

会社を守るセキュリティ対策 ーサプライチェーンセキュリティ（SCS）評価制度ー

【南都コンピュータサービス株式会社】

昨今のサイバー攻撃は、「被害者」になるだけでなく、侵入された企業が踏み台にされ「加害者」にもなり得ます。メールの添付を開くだけで加害者になる時代であり、事前の備えが大事です。セキュリティ対策の中でも特に注目されている「サプライチェーンセキュリティ（SCS）評価制度」を紹介します。



「最近ランサムウェアが原因で“事業停止”といった報道が増えていますよね。御社ではセキュリティ対策はどうされていますか？」

➡「サプライチェーンセキュリティ（SCS）評価制度」をご紹介します。



うちは小さいから関係ないよ

会社の規模ではなく“鍵のゆるさ”が狙われます。御社を足掛かりにしてその先の取引先を狙っている可能性もあります。今の対策では“玄関を開けっ放し”にしていないか、一度点検しませんか。



- ・この制度は、サイバー攻撃から企業を守り、事業継続性を確保することを目的にすべての企業を対象にサプライチェーン全体のセキュリティ対策を★1～★5の5段階で評価し、強化するための枠組みです。
- ・5段階評価のうち、★3は信頼性とビジネス機会確保の最低条件と言え、顧客や取引先からの信頼獲得につながり、新たな取引を創出する強力なアピール材料になります。
(詳細は次頁をご覧ください)
- ・本制度は経済産業省により2026年度末からの運用開始が予定されています。

※2026年2月時点の情報を基にしております。未確定な部分が多いため、内容が変更になる可能性があります。

本制度についてご不明点やご関心がございましたら、
南都コンピュータサービスまでご相談ください。

【南都コンピュータサービス株式会社 TEL:0742-50-2126(直通)】

経済産業省が主導

信頼される企業へ——

サプライチェーンセキュリティ (SCS) 評価制度とは？

経済産業省は **SCS 評価制度** を 2026 年度末から運用開始予定です。この評価制度は

- 01 企業が守るべき**セキュリティ対策の基準**を明確にする
- 02 対策ができているかを**見える化する仕組み**をつくる ことを目的としています

▼評価制度は以下の 5 段階にて構成

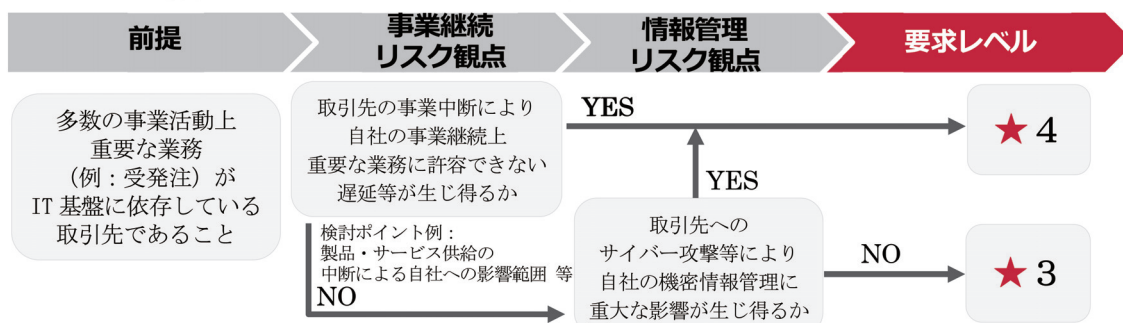
★1	情報セキュリティ5ヶ条	IPA Security Action ★1-2：既存制度	自己点検・宣言
★2	①5分でできる！ 情報セキュリティ自社診断 ②情報セキュリティ基本方針作成		
★3	最低限実装すべき対策 83項目	サプライチェーンセキュリティ (SCS) 対策評価制度 ★3-4：2026年度末開始予定 ★5：運用開始時期未定	専門家確認付き 自己評価
★4	標準的に目指すべき対策 157項目		第三者評価
★5	到達点として目指すべき対策		

▼★3-4 の適用の考え方について

経産省によると「**すべてのサプライチェーン企業が最低限実装すべきセキュリティ対策**」として、

★3 が位置付けられています

最終的には取引先に対して発注企業が、求めるセキュリティレベルを決めることになります
事業継続及び情報管理リスクの2つのリスクに着目して判断されます



▼評価プロセスについて

- ★3：自己評価の結果を**文書確認**
- ★4：文書確認に加え、
実地審査（規定・操作画面等の確認）
技術検証（脆弱性検査等）を実施

▼認定企業公表

すべての評価基準へ適合した企業のみ合格
取得企業は今後、企業名が公表される予定です

[参考] 有効期限 ★3：1年 ★4：3年

【2027 年 1 月開始】「こども NISA」の概要をご紹介します

2027 年 1 月から、0～17 歳のお子さまを対象とした新たな非課税投資制度（通称「こども NISA」）が開始されます。現行 NISA のつみたて投資枠の仕組みに、未成年者向けの年間投資枠等を設けることで、お子さまの将来に向けた資産形成を後押しする制度として注目されています。

ここでは制度の概要をご紹介します。

1. 「こども NISA」の概要

	つみたて投資枠		成長投資枠
	こどもNISA		
対象年齢	0～17歳	18歳以上	
年間投資枠	60万円	120万円	240万円
非課税保有限度額	600万円	1800万円 自動的に移行 → 最大1200万円	
非課税保有期間	無期限	無期限	
買付方法	積立	積立	一括購入・積立
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等（一部対象外商品あり）
払出し	12歳以降、一定の要件のもと払出可能	いつでも払出し可能	

ここがポイント！

- ★0 歳から口座開設が可能で、非課税のメリットを活かしながら将来に向けた資産形成を行える。
- ★投資対象商品は、「長期・積立・分散」投資に適した一定の投資信託等に限定されている。
- ★18 歳到達後は、成人向け NISA のつみたて投資枠に自動的に移行し、非課税で運用を継続できる。

2. ジュニア NISA からの変更点

12 歳以降、一定要件のもとで払出可

ジュニア NISA では、制度実施中、原則として 18 歳になるまで払出しが制限されていました。

こども NISA では、原則として払出しに制限がありますが、12 歳以降は、お子さま本人の教育費または生活費に充てる場合など、所定の要件を満たすことで払出しができます。

【払出しの要件】

- ① 払出した資金を、お子さま本人の教育費または生活費に充てる
- ② お子さま本人が払出しに同意している
- ③ 親権者等が金融機関へ所定の書類を提出する

非課税で保有できる投資額が 600 万円に拡大

ジュニア NISA での非課税保有限度額 400 万円が、こども NISA では 600 万円に拡大。

非課税保有期間が原則 5 年間から無期限へ

非課税期間は、ジュニア NISA の原則 5 年間から、こども NISA では無期限に。

投資対象は、つみたて投資枠の対象商品に限定

ジュニア NISA は投資信託だけでなく個別株等も購入できましたが、「こども NISA」は現行 NISA のつみたて投資枠と同じく、「長期・積立・分散」投資に適した一定の投資信託に限定。

※本稿は、2026 年度税制改正関係法令および 2026 年 8 月現在の公表資料に基づき、制度の概要を一般的に説明するものです。特定の金融商品または金融機関を推奨するものではありません。

※投資信託は、価格変動等により投資元本を割り込むことがあります。制度および取扱商品の詳細は、取扱金融機関にご確認ください。